

# 「高齢運転者による交通事故防止対策について」(交通対策本部決定) に基づく29年度中の取組状況に関するフォローアップ(概要)

平成30年4月26日  
高齢運転者交通事故防止対策  
ワーキングチーム

## 1. 改正道路交通法の円滑な施行

医師の診断体制の確保に向けた警察と医師会等の連携強化～協力医師約5,700人を確保(29年末現在)～  
認知症早期診断・対応に向け、警察(一部府県)と地方公共団体福祉部局との情報提供制度の運用等を開始

## 2. 高齢者の移動手段の確保など社会全体で生活を支える体制の整備

配車アプリを活用した割安なタクシー利用(「相乗りタクシー」)の実証実験等公共交通機関の利用の促進  
自家用有償旅客運送の活用に資する手続きの合理化・効率化を図るため、検討プロセスをガイドライン化  
介護保険制度に基づく移動支援サービスの対象者や助成の範囲の明確化等により、同サービスを普及促進

## 3. 高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策

- (1) 有識者会議の提言を踏まえた今後の方策  
運転適性相談窓口の役割を拡充し、安全運転の助言等を実施・運転免許証の自主返納を促進  
運転リスクが特に高い者への実車試験・限定免許制度の導入の可否等について検討を開始
- (2) 「安全運転サポート車」(サポカーS)の普及啓発  
サポカーSの広報活動・体験機会等の拡充  
自動ブレーキの国際基準の策定・ペダル踏み間違い時加速抑制装置の評価に向けた検討を実施  
ASV割引(衝突被害軽減ブレーキ搭載車の保険料を9%割引)を導入
- (3) 高速道路における逆走対策の一層の推進  
30年度からの実用化を目指し、逆走車両を警告・誘導する民間技術等の実道での検証を実施

### 【数値目標】

80歳以上の高齢運転者による事故死者数 32年までに200人以下(29年中に250人以下)

**平成29年中の事故死者数は242人となり、当面の目標値250人以下を達成**

今後、「平成32年までに200人以下」との目標達成に向け、政府一体となって高齢運転者の交通事故防止対策を更に推進  
継続的にフォローアップを行うとともに、施策の推進状況を踏まえワーキングチームを開催